

各位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

滋賀労働局長登録教習機関〔滋第46号〕
登録有効期間満了日：令和6年3月30日

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ご案内

労働安全衛生法規定により、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て、又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業については、都道府県労働局長に登録した機関が行う技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に該当作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっています。

当支部におきましては、滋賀労働局長の登録教習機関として、この技能講習を下記要領により実施いたしますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講習会場
令和4年10月4日（火）9:00～17:10 令和4年10月5日（水）9:00～17:10	滋賀県建設会館 大津市におの浜一丁目1-18

2. 受講資格（下記の何れかに該当する方）

- 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者【**経験3年以上の場合は、最終学歴に記入は不要**】
- 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学校を専攻して卒業した者で、その後2年以上、上記（1）の作業に従事した経験を有する者
※【※証明書（卒業証書又は卒業証明書）写しを申込時にご提出願います。】
注1） 上記の経験には、18才未満の期間は入りません。（年少者労働基準規則）
注2） 上記(1)～(3)の経験についての証明は所属事業主とします。

※ この講習を受けることができる者は以上に述べた、いずれかの要件を備えているものでなければなりません。事業主において虚偽の証明したことが後日判明したときは、発行済の修了証は無効となりますので特にご注意下さい。

3. 募集定員 40名

4. 受講料 13時間

	会 員	非会員
受講料	9,350円	
テキスト代	1,240円	1,740円
合計	10,590円	11,090円

5. 申込書類

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます。

URL : http://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

6. 受講申込

- (1) 講習初日の10日前までに、所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真、デジタル加工写真等は不可)を貼付し本人確認書類写し(免許証等現住所確認できるもの)を添えてお申し込み下さい。
- (2) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用ください。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないでください。記入に訂正がある場合は、訂正箇所^に二重線を引き、空欄に正しく記入してください。ただし、経験期間を訂正するときは、事業主印で訂正印を押し訂正してください。
- (3) 申込書の提出は、窓口までお持ちいただくか、郵送でお願いします。会員の方は、(一社)滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。
- (4) 受講料は、講習初日の10日前(営業日)までに窓口でお支払いいただくか、下記口座までお振込みください。

振込口座	滋賀銀行本店 普通預金 755278
名 義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

- (5) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、一切返還いたしませんので予めご了承下さい。
- (6) 申込受付は、講習開始10日前(営業日)若しくは定員40名になり次第締め切ります。

7. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801

大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

8. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は受講を認めません。遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (4) 二日間の全日程、全科目を受講していないと修了筆記試験の受講資格はなくなり、修了証も交付いたしませんのでご注意ください。
- (5) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

〔参 考〕

■CPD 証明書

証明書発行希望者は申込書上部余白部分に「CPD」と記入して下さい。

■人材開発支援助成金について

詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- ・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省のHP [<http://www.mhlw.go.jp/>]
 - ・助成金の申し込みについて⇒滋賀県建設業協会のHP [<http://www.yumeken.or.jp/>]
- トップページ右の講習会等 →建災防主催をクリック